

○埼玉県警察個人情報等管理委員会設置要綱

令和5年3月15日

文 第 158 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察個人情報等管理委員会設置要綱の制定について（通達）

みだしのことについては、埼玉県警察における個人情報等の管理に関する訓令（平成18年埼玉県警察本部訓令第15号）第8条第3項の規定に基づき、別添のとおり埼玉県警察個人情報等管理委員会設置要綱を制定し、令和5年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

## 埼玉県警察個人情報等管理委員会設置要綱

### 1 設置

埼玉県警察における個人情報等の管理に関する訓令（平成 18 年埼玉県警察本部訓令第 15 号。以下「訓令」という。）第 8 条の規定により、埼玉県警察本部に埼玉県警察個人情報等管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 2 任務

委員会は、訓令第 2 条第 3 号に規定する保有個人情報等（以下「保有個人情報等」という。）の管理を効果的かつ効率的に推進するため、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の管理に係る事故が発生した際の再発防止計画等保有個人情報等の管理に関する重要事項を審議するものとする。

### 3 組織

- (1) 委員会は、委員長のほか、委員をもって構成する。
- (2) 委員は、総務部総務課長、同部文書課長、警務部警務課長、生活安全部生活安全総務課長、地域部地域総務課長、刑事部刑事総務課長、交通部交通総務課長及び警備部公安一課長をもって充てる。

### 4 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員の全部又は一部を招集し、議事を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

### 5 庶務

委員会の庶務は、総務部文書課において処理する。

実施日

この通達は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。